

答 申 第 8 9 号
(諮 問 第 8 7 号)

令和 3 年 (2021 年) 1 月 14 日

鎌倉市教育委員会
教育長 岩 岡 寛 人 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 嘉 藤 亮

令和元年 (2019 年) 6 月 11 日付け鎌教委文施第 208 号で諮問のあ
った下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書不存在決定処分に対する審査請求について

1 審査会の結論

平成 30 年（2018 年）1 月 26 日付けで審査請求人が行政文書公開請求した「平成 22 年度『史跡円覚寺境内・名勝及史跡円覚寺庭園保存管理計画書』に関する北鎌倉隧道緑の洞門を含む尾根に関する議事概要一式書類（追記 議事概要（平成 22 年度文化財専門委員会）」について、実施機関鎌倉市教育委員会が平成 30 年（2018 年）2 月 5 日付けで行った行政文書不存在決定処分は、妥当である。

2 審査請求の主張の要旨

(1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、次のような経緯で行われた。

ア 行政文書公開請求書の提出

審査請求人は、平成 30 年（2018 年）1 月 26 日付けで鎌倉市情報公開条例（平成 13 年 9 月 28 日条例第 4 号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「平成 22 年度『史跡円覚寺境内・名勝及史跡円覚寺庭園保存管理計画書』に関する北鎌倉隧道緑の洞門を含む尾根に関する議事概要一式書類（追記 議事概要（平成 22 年度文化財専門委員会）」に係る行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 本件処分について

実施機関は、平成 30 年（2018 年）2 月 5 日付け鎌倉市教育委員会指令文第 74 号で行政文書不存在決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

ウ 審査請求書の提出

審査請求人は、本件処分に対し、平成 30 年（2018 年）2 月 14 日付けで審査請求を行った。

(2) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの裁決を求める。

(3) 審査請求の理由要旨

審査請求人が平成 30 年（2018 年）2 月 14 日付けで提出した審査請求書、同年 3 月 29 日付けで提出した反論書、同年 5 月 18 日付けで提出した再反論書、同年 6 月 26 日付けで提出した再々反論

書、令和元年（2019年）7月25日に提出した意見書及び令和2年（2020年）8月24日実施の口頭意見陳述における主張を総合すると、審査請求の理由は、大要次のとおりである。

ア 「史跡円覚寺境内・名勝及史跡円覚寺庭園保存管理計画書」（以下「計画書」という。）が存在しているのだから、当然、計画書を作成するにあたり行われた協議の議事概要が存在するはずである。

イ 文化財専門委員会（以下「委員会」という。）の議事概要が保存文書台帳に記載されていないのは保存義務を果たしていないことになるが、これは保存文書として保管すべきものを保管しなかったのか、また保存文書台帳に記入漏れしたのか、それとも何らかの理由で廃棄したのか、いずれかについて調査し説明する責任がある。

ウ 委員会の議事概要は鎌倉市における文書の保存期間を定めた鎌倉市行政文書管理規則（平成14年3月8日規則第20号。以下「規則」という。）第6条別表に規定する「10年保存 1 諮問及び答申に関する文書で重要なもの」にあたり、平成33年3月まで保存すべきものである。

エ 規則第7条第1項第2号では現に係属している訴訟に関する行政文書については当該訴訟が終結した日の属する年度の末日まで保存期間を延長することが定められており、当該文書は平成28年（2016年）1月に提起された訴訟（以下「訴訟」という。）に関する文書であることから、廃棄したことは違法である。

オ 平成27年（2015年）以降、市に対して北鎌倉隧道緑の洞門にかかる開削工事に反対する意見書の提出等があった状況から、規則第7条第2項に基づき保存期間を延長すべきであった。

3 実施機関の行政文書不存在決定理由説明要旨

平成30年（2018年）3月7日付けで提出された弁明書、同年4月19日付けで提出された再弁明書、同年6月4日付けで提出された再々弁明書及び令和2年（2020年）8月24日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書不存在決定処分とした根拠は、大要次のとおりである。

(1) 本件請求に係る行政文書は、保存文書台帳に記載されておらず、

物理的に存在しない。

- (2) 計画書は保存文書として保管しているものではなく、文化財課、行政資料コーナー及び図書館で一般に供しているものであり、計画書が現存するからといって委員会の議事概要が保存されていなければならないというものではない。また、委員会の議事概要は特に重要なものとは言えないため、規則第6条別表に規定する「5年保存 1 諮問及び答申に関する文書」を適用し、平成28年（2016年）4月に廃棄していることから、当該文書は存在しない。
- (3) 訴訟において、審査請求人が証拠として提出している文書は本件請求に係る行政文書とは無関係の文書であることから、保存期間を延長しなかったことに瑕疵はない。

4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書、再反論書、再々反論書、意見書及び口頭意見陳述並びに実施機関からの弁明書、再弁明書、再々弁明書及び決定理由説明聴取の結果に基づき、次のように判断した。

本件請求対象文書は、計画書を作成するため、平成22年（2010年）度にかかれた委員会の議事概要一式である。

実施機関の説明によると、本件請求対象文書の存否を確認したが、該当する行政文書を見つけることができなかった。また、該当する行政文書が作成又は保存されていたとしても、当該時期に有効であった規則第6条別表に規定する「5年保存 1 諮問及び答申に関する文書」に該当するため、本件請求のあった平成30年（2018年）1月の時点においてはすでに廃棄し、保有していなかったと主張する。

これら実施機関の説明に不自然、不合理な点は見当たらず、その他対象となる行政文書が存在しないとする実施機関の主張を覆すに足る事実や根拠も認められない。また、当審査会の担当職員が実施機関の担当部署の書庫、書架等の探索を行ったが、本件請求対象文書の存在を確認できなかった。

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日	内 容
H 3 0 / 1 / 2 6	行政文書公開請求書が提出される
2 / 5	行政文書不存在決定通知書送付
2 / 1 4	審査請求書が提出される（処分庁：文化財課 審査庁：文化財施設課）
3 / 7	処分庁が審査庁に弁明書を提出
3 / 2 9	審査請求人が審査庁に反論書を提出
4 / 1 9	処分庁が審査庁に再弁明書を提出
5 / 1 8	審査請求人が審査庁に再反論書を提出
6 / 4	処分庁が審査庁に再々弁明書を提出
6 / 2 6	審査請求人が審査庁に再々反論書を提出
H 3 1 / 1 / 9	口頭意見陳述を実施
R 1 / 6 / 1 1	審査会に対し諮問
2 / 8 / 2 4	第 116 回審査会で審議
1 0 / 2 3	第 118 回審査会で審議
1 1 / 2 0	第 119 回審査会で審議
1 2 / 1 8	第 120 回審査会で審議
3 / 1 / 1 4	答申（答申第 89 号）